

令和6年度第1回千葉市社会福祉審議会 議事録

1 日時：令和6年5月30日（木） 午後7時00分～午後8時30分

2 場所：千葉市役所 1階 正庁

3 出席者：

(1) 委員

小坂 さとみ委員、渡辺 忍委員、伊藤 文彦委員、大森 康雄委員、岡本 武志委員、
亀井 隆行、栗田 節子委員、合江 みゆき委員、坂原 彩日香委員、清水 葉子委員、
武村 潤一委員、水谷 洋子委員、密本 晃子委員、矢澤 正浩委員、伊藤 愛委員、
岸 憲秀委員、今田 進委員、斉藤 浩司委員、新見 將泰委員、鈴木 孝雄委員、
住吉 タミコ委員、高田 啓一委員、武井 雅光委員、竹田 賢委員、千葉 美江子委員、
日向 章太郎委員、平井 那由他委員、平川 紀子委員、藤田 啓子委員、堀田 昭久委員、
松木 悟志委員、松崎 泰子委員、三浦 達浩委員、三田寺 裕治委員、米村 美奈委員、
輪竹 美子委員

(2) 事務局

今泉保健福祉局長、大町こども未来局長、小野保健福祉局次長、白井健康福祉部長、
南医療衛生部長、高石高齢障害部長、山口こども未来部長、小名木幼児教育・保育部長、
秋葉東部児童相談所長、大塚保健福祉総務課長、中田地域福祉課長、渡辺地域包括ケア推進課長、
久保田在宅医療・介護連携支援センター所長、串間医療政策課長、清田高齢福祉課長、
上原介護保険管理課長、渋谷介護保険事業課長、大坪障害者自立支援課長、
薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、宮葉こども企画課長、
石田健全育成課長、高木こども家庭支援課長、上田幼保支援課長、小林幼保運営課長、
香川幼保指導課長、桐岡西部児童相談所長、加々美保健福祉総務課総括主幹、
米元保健福祉総務課主査、早水保健福祉総務課主任主事、國分保健福祉総務課主任主事、
窪田保健福祉総務課主事

4 議題：

(1) 令和5年度各分科会及び部会における審議事項について

- ア 民生委員審査専門分科会 (地域福祉課)
- イ 身体障害者福祉専門分科会 (障害者自立支援課)
- ウ 高齢者福祉・介護保険専門分科会 (高齢福祉課・介護保険管理課)
- エ 地域福祉専門分科会 (地域福祉課)
- オ 児童福祉専門分科会 (こども企画課)
- カ 社会福祉法人・施設専門分科会 (保健福祉総務課)

(2) 「支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画)」 中間見直しの実施について

(3) 千葉市高齢者保健福祉推進計画 (第9期介護保険事業計画) について

(4) 第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画について

(5) 第2期千葉市自殺対策計画の中間見直しについて

(6) 令和6年度社会福祉審議会専門分科会等開催予定について

令和6年度第1回千葉市社会福祉審議会

令和6年5月30日（木）

千葉市役所本庁舎1階 正庁

○加々美保健福祉総務課総括主幹 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回千葉市社会福祉審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉総務課総括主幹の加々美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員は、総数57名のうち36名でございますので、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項に基づき、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、上から、まず次第、席次表、委員名簿、事務局出席者名簿、それから資料になりまして、次第に記載してありますとおり資料1から資料6までございます。最後に、参考資料として当審議会の関係法令等となっております。

会議資料は以上となりますが、資料に不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長の今泉雅子よりご挨拶を申し上げます。

○今泉保健福祉局長 皆様、こんばんは。保健福祉局長の今泉です。審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、それから遅い時間にもかかわらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本市の保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりましてご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

我が国は少子化、高齢化が進んでおりまして、本市におきましても、年少人口、生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加するという傾向が続いておりまして、高齢化率は2040年には33.2%まで上昇すると見込んでおります。家族や地域社会の在り方も変わってきておりまして、市民が直面する課題も、8050問題ですとか介護と育児のWケアなど、より複雑化、複合化してきているものと認識しております。このような状況に対応するためには、様々な相談を包括的に受け止める体制、そして適切な支援に早期につなげる仕組みの一つとしまして、昨年10月に福祉まるごとサポートセンターを開設いたしました。このように様々な体制整備に取り組んでいるところでございます。

また、コロナ禍を受けまして人と人とのつながり方も変化してきております。様々な変化や地域の実情を踏まえまして、地域の多様な主体が取り組む分野や、世代を超えてつながり地域の力を高めていくということがこれまで以上に大切だと感じております。そのための取組を進めていくに当たりましては、皆様からの専門的知見に基づくご支援が不可欠だと感じております。委員の皆様におかれましては、当審議会、それから分科会もたくさんございますけれども、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、今後もより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単です

が開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　続きまして、昨年5月29日に行われました令和5年度第1回社会福祉審議会以降、新たに委員に就任された方々のお名前を委員名簿順にご紹介させていただきます。

まずは、本日ご出席の方からご紹介させていただきます。

千葉市小中学校長会理事、伊藤愛様。

千葉市老人福祉施設協議会副会長、武村潤一様。

淑徳大学総合福祉学部教授、三田寺裕治様。

以上、3名の皆様でございます。

続きまして、本日ご欠席の方でございます。千葉県看護協会専務理事、井上恵子様、千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会副代表、鈴木幸正様、以上2名の方でございます。

続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。

なお、今泉保健福祉局長につきましては、先ほどの挨拶をもって紹介に代えさせていただきます。

こども未来局長、大町克己でございます。

○大町こども未来局長　よろしくお願ひします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　保健福祉局次長、小野聡志でございます。

○小野保健福祉局次長　よろしくお願ひいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　健康福祉部長、白井耕一でございます。

○白井健康福祉部長　よろしくお願ひいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　医療衛生部長、南久志でございます。

○南医療衛生部長　よろしくお願ひします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　高齢障害部長、高石憲一でございます。

○高石高齢障害部長　よろしくお願ひいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　こども未来部長、山口美登里でございます。

○山口こども未来部長　よろしくお願ひいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　幼児教育・保育部長、小名木啓一でございます。

○小名木幼児教育・保育部長　よろしくお願ひします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹　その他の職員につきましては、お手元にお配りしております出席者名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここから松崎委員長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○松崎委員長　皆様、こんばんは。1年に一度ですけれども、一堂に会する機会はいまだありませんので、ぜひ皆様、いろいろな分野からご意見をいただいたり課題を共有していただきたいというふうに思います。

それでは、本日の議題、全て報告事項となっておりますので、それぞれの部会において議決したことをここで報告するということが報告事項となっております。令和5年度各分科会及び部会における審議事項についてでございます。

それでは、各分科会及び部会からの報告につきまして、机前にお配りした資料1のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

さらに、この報告に関してのご意見等につきましては、全ての報告が終わりましてから意見交換のお時間を取ってございますので、そのときに意見交換をしていただきたいと思いますのでご了承願います。

それでは、審議事項1、お配りした資料1をご覧になっていただけますでしょうか。令和5年度におきまして各分科会・部会において行った会議の審議の事項について報告をされたものがございます。これについて何かご質問はございますでしょうか。各分科会で行ったことと日時と内容について書いてございます。

(なし)

○松崎委員長 それでは、ご意見をまた後ほど伺いたいと思いますので、次に進めさせていただきます。審議事項について、議題1については終了いたします。

続きまして、議題2、支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの実施についてでございます。これを地域福祉課から説明をお願いしたいと思います。

○中田地域福祉課長 地域福祉課の中田と申します。本日、地域福祉専門分科会につきましては、分科会長の山下委員及び職務代理の初芝委員のいずれもご欠席されておりますため、事務局のほうから説明をさせていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。

令和5年度の地域福祉専門分科会の審議事項としましては、支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しを行いましたので、その内容についてご説明いたします。

資料2-1が計画（中間見直し）の概要版で、資料2-2が計画（中間見直し版）の冊子となりますが、本日は時間に限りがございますので、資料2-1の概要版を用いましてご説明いたします。

なお、中間見直しにおいて特に改めなかった部分につきましては説明を省略させていただきます。

こちらの地域福祉計画ですが、現在、一昨年の2022年度、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたる第5期計画の期間となっております。しかしながら、この計画の策定期間であり令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていたという事情がございまして、地域福祉活動が大きく制約を受けておりました。そのため、区支え合いのまち推進計画につきましては、一部を除きまして、計画の方向性だけを定め、具体的な取組については今回のこの中間見直しまでに検討を行い定めることとするため、余白を残した形で計画策定としておりました。そこで、計画中間年度に当たる2024年度、今年度を迎えるに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の収束等、計画策定後の地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえまして、昨年度にかけて見直しを行ったものでございます。

それでは、本計画の内容の説明に入らせていただきます。

概要版のスライド1となっている部分の、「1 はじめに」ですけれども、こちらにつきましては計画策定時から特に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、下のスライド「2 中間見直しのポイント」、「(1) 新たな課題」をご覧ください。

先ほどもご説明いたしましたとおり、現計画は当初2022年度に策定をいたしました。主にコロナ禍により、計画策定後に地域福祉を取り巻く状況が大きく変化いたしました。新たな課題が明らかとなったところから、これらを解決することを目的としまして中間見直しを実施するものでございます。

次のページをご覧ください。

「(2) 中間見直しの主な内容」ですけれども、地域の取組みにつきましては、設定済みの区を除きまして、地域活動の状況や新たな課題を踏まえまして、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」というものを設定いたしました。市の取組みにつきましては、地域の新たな取組みを支える施策や市全域の課題に対応した施策について見直しを行ったものでございます。新たに掲載した項目につきましては、この後、一部紹介させていただきます。

このほか、「地域共生社会の実現に向けた重層的・包括的支援体制の構築」といたしまして、昨年 10 月に福祉まるごとサポートセンター、通称「福まる」と呼んでおりますけれども、こちらを設置いたしまして、複雑な生活課題に官民間わず各主体が課題に応じて連携・協働して対応していくとともに、今後は支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に取り組むほか、支援実績を積み重ね、参加支援、地域づくり支援を段階的に実施し、専門職による相談支援と地域の支え合いの両輪での支援体制構築を推進していくこととしております。

続いて、その下のスライドですけれども、「3 中間見直しにあたって」、「(1) 中間見直しの趣旨」でございますが、ここにつきましても変更がございませんので説明を省略させていただきます。

続いて、3 ページ、上のスライドに移りまして、「(2) 新型コロナウイルス感染症の影響」ですけれども、簡単にですが、新型コロナウイルス感染症の国内での発生から、国や県が講じた措置や感染症法での位置づけの変更までの期間について振り返っております。ここも説明を省略させていただきます。

その下のスライド、「(3) 新型コロナウイルス感染症の影響②」ですけれども、コロナ禍に伴い外出機会が減少し、経済活動が停滞したことから、生活困窮はもとより、地域福祉活動の断絶や高齢者のフレイルの進行など、地域福祉への様々な影響がもたらされました。これらを乗り越えるために、地域の実情に合わせて住民同士の支え合いの仕組みの再生が必要となっております。

次のページ、上のスライドに移りまして、「4 地域福祉を取り巻く状況の変化」のうち「(1) 人口の推移」ですが、直近の数値に修正をしておりますけれども、少子高齢化の傾向にあることは以前と変わっておらず、今後もこの傾向が続くというところが見込まれております。

下のスライドに移りまして、「(2) 社会福祉協議会地区部会の活動状況」でございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会地区部会が実施していた、いわゆる「ふれあい3事業」と呼ばれている事業につきましても実施回数の推移となっております。コロナ禍を受けて令和 2 年度に大きく数字が落ち込みましたけれども、年を追うごとに少しずつ回復しているところでございます。

次のページをお願いいたします。上のスライド、「(3) 地域福祉活動の認知状況」でございます。

昨年度実施いたしましたWEBアンケートで、2021 年度と同じ質問であります「お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか」と尋ねたものに対して、「わからない、知らない」と答えた方が 2021 年度に比べて 8.3 ポイント減少したという結果が出ております。それでも 4 割弱が知らないということで、まだまだよい数値とは言えないところでは

ございますが、コロナ禍を契機に地域福祉活動に対する認知状況が向上したということが考えられます。

その下のスライド、「(4) 中間見直しの課題」でございます。

先ほどの説明の一部繰り返しとはなりますけれども、ここに挙げられておりますとおり、市全体の課題、地域の取組みにおける課題を踏まえまして、地域の多様な主体が分野、世代を越え横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくこと、また、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向けまして、引き続き取組みを進めていくことが必要であるとの認識で計画の中間見直し作業を進めてまいりました。

次のページの上のスライドになりますけれども、「5 地域の取組み（住民同士の支え合い）」、「(1) 区支え合いのまち推進計画のポイント」でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、具体的な取組内容と重点取組項目を設定していなかった区におきましては、今回これを設定いたしまして完全な形で推進できる体制というのを整えました。各区の基本目標につきましては、下のスライド、次のページ上のスライドに記載しておりますが、前回策定時から変更はございませんので説明は省略させていただきます。

ちょっと飛びまして次のページ、下のスライド、スライドNo.の 14 になりますけれども、こちら「6 市の取組み」、「(1) 第5期計画の基本理念・基本目標・取組方針・施策の方向」でございますけれども、こちらの市の取組みの枠組みにつきましても策定時からの変更はございません。

次のページをお願いいたします。次のページからは、各分野において新規掲載する主な取組み事業を記載しております。紹介は一部の事業とさせていただきます。

スライド上、「取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める」の「施策の方向1 持続可能な地域づくり」につきましては、町内自治会のデジタル化推進をはじめとした4事業を新規掲載しております。このうち犬猫等に起因する地域課題解決に対する支援事業では、最近問題となっておりますいわゆる多頭飼育崩壊を防ぐため、高齢者がペットを飼う場合の注意点等について周知啓発に努めるほか、飼い主や地域から寄せられる相談に対し必要に応じて庁内関係課で連携して対応していくものとなります。

スライド下に移りまして「施策の方向3 介護予防・健康づくり・生きがいづくり」につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を新規掲載しております。これは様々な地域の通いの場に保健福祉センターの医療専門職が出向いて、フレイルに関する健康教育を行ったり参加者の健康状態の把握や健康相談を行ったりして介護予防に努めるといった事業になります。

「施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり」につきましては、グリーンスローモビリティの活用など2事業を新規掲載しております。

次のページ、スライド上に移りますけれども、「取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」の「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」につきましては、先ほどから言っています福祉まるごとサポートセンターの運営をはじめとしました再掲事業を含む5事業を新規掲載しております。

スライドの下に移りまして、「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」の新規掲載事業は、障害者雇用の促進をはじめとする5事業となります。このうち若年性認知症支援の事業につきましては、専門のコーディネーターを配置しまして、65歳未満で認知症を発症

したご本人のみならず、ご家族、雇用している企業なども対象とした相談窓口を設置するものとなります。

「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」につきましては、里親制度の推進を新規掲載しております。

次のページをお願いいたします。スライドの上、「取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する」の「施策の方向1 多様な主体との連携」につきましては、公民共創の推進をはじめとした再掲2事業を含む3事業を掲載しております。

次に、スライドの下、「7 成年後見制度利用促進基本計画」です。こちらの計画につきましてはデータの時点修正や国の計画に合わせた用語の修正などとなっております、大きな変更はございませんので説明は省略させていただきます。

計画の概要の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○松崎委員長 ありがとうございました。

地域福祉計画というのは非常に多様な分野、総合的な計画でございますので、いろいろな課題を包括的に中間報告の中にも盛り込まれたと思いますけれども、ただいまのご説明の中で、事業の中でここはどういうことだろうかとか、ご質問がございましたらどうぞ遠慮なく申し出ていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

(なし)

○松崎委員長 では、私のほうから。ちょうど新聞を読みましたら、千葉市で町内会活動の活発化、自治会組織と町内会組織とか、やはりそこを通じながら地域の支え合いをしていくということで、「デジタル化」という言葉が出ていたんですけれども、具体的なこういう取組は進めておられるのでしょうか。すみません、私のほうからの質問で申し訳ないんですが、この地域福祉計画に盛り込まれているということなんですが、具体的にはどういうふうな進め方をしておられるのでしょうか。

○中田地域福祉課長 ありがとうございます。

地域福祉計画、冊子のほうの88ページになります。当初の計画から載っているものでございますけれども、そちらのほうにデジタルデバインド対策ですとか、今おっしゃった町内自治会のデジタル化推進といった事業も載せているところでございます。具体的にはそこに載っていること以上のことが、すみません、ちょっと今は申し上げられないんですけれども。

○松崎委員長 ありがとうございます。

今後のことを考えていきますとやはりこのデジタル化というかICTの導入とかは非常に重要なので、それで少しでも町内会活動が広い範囲で広がったりつながりが持てるような機会ができればいいなと思いましたので、ちょっとご質問をさせていただきました。失礼します。

それでは、ほかにご質問がないようでございますので、議題2、支え合いのまち千葉推進計画についてを終了いたします。

続きまして、議題3、千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）について、ご説明をいただきたいと思っております。

○武村委員 高齢者福祉・介護保険専門分科会会長職務代理の武村です。

令和5年度の高齢者福祉・介護保険専門分科会では、千葉市の高齢者福祉の取組状況のほか、3年に一度策定する高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）について審議を行いましたので、その概要についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

まず、本計画の位置づけですが、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画の三つの計画を一体的に策定する計画です。

次に、計画期間は令和6年度から8年度の3か年です。

次に、本計画策定において重視したポイントは次の3点です。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症の影響と今後の取組方針」です。

第8期計画の期間中に起きた新型コロナウイルス感染の流行による外出の制限、人との交流や地域活動の減少、介護保険施設・事業所等の一部の休止など、高齢者の生活に生じた影響や対応策について整理するとともに、これを踏まえて、感染防止や在宅生活維持のための支援のほか、介護保険施設・事業所等への運営継続支援などに取り組むことを記載しました。

2点目は、「相談支援体制の充実」です。

福祉の課題が複雑化・多様化・深刻化していることを踏まえ、早期に適切なサービスにつなげるための相談機能の充実が重要であることから、福祉まるごとサポートセンターの充実やあんしんケアセンターの機能拡充、家族介護者（ケアラー）支援の推進などに取り組むことを記載しました。

3点目は、「介護人材の確保と離職防止」です。

高齢者人口が増加し、介護ニーズが増加・複雑化する一方で、介護人材不足が慢性化しています。安定的なサービス提供を継続していくため、介護人材の確保と離職防止を重要な柱の一つとして位置づけました。

次に、本計画の骨格です。

基本理念は「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ」、基本目標は「高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る～地域共生社会の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す～」です。

資料の2ページ目をご覧ください。七つの基本方針を掲げ、具体的な施策に取り組みます。

次に、介護保険料についてです。

第9期計画期間中は75歳以上の後期高齢者の増などに伴う保険給付費の大幅な増が見込まれるため、介護保険料基準額を5,400円から6,300円に引き上げました。低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料を賦課するよう保険料率の見直し等を行ったほか、保険料の上昇を最大限抑制するため、千葉市介護給付準備基金の令和5年度末残高見込みの約16億円を全額活用することとしました。

説明は以上でございます。

○松崎委員長　ありがとうございました。

お手元に資料3-2がございます。千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）と、2024年から26年の大変分厚い報告書、計画書がございますので、それを今、武村委員のほうからご説明をいただきました。

何かご質問はございますでしょうか。

どうぞ

○小坂委員　すみません。そうしたら、この3-3ですが、介護人材の確保と離職防止についてです。今回、介護保険料が引き上げられたことに伴いまして、この増資に対して介護人材

の方々の給料が上がるということで理解してよろしいのでしょうか。

○松崎委員長 どのように離職防止をしていくかということと、新たに介護人材をどういうふうに確保するか。高齢福祉課、よろしくをお願いします。

○清田高齢福祉課長 高齢福祉課長の清田です。

今回の計画の中では介護人材の確保と離職防止を大きな柱の一つとさせていただきましたが、こちらは先ほど武村委員のほうからご説明がございましたとおり、介護人材不足が慢性化してきていると、将来に向けて対策が必要であるということから、今回、計画では新たな取組を含めて、介護人材の確保、離職防止に関する取組をまとめて進めていこうというふうな形にしているところです。

また、今ご質問がございました給与の引上げ等につきましては、今回の報酬改定、この4月から介護報酬改定がございました。また、介護保険の適用のない養護老人ホーム、軽費老人ホームなども含めまして処遇改善加算というものが、あるいはそれに相当する新たな給付金などを設けるような動きがございます。職員の方にもどのように分配するかというのは、実際にはその処遇改善加算を各施設の法人に委ねられているところがございますので、上げ幅について我々は直接関与するということまでいきませんが、処遇改善加算等で新たに生じた施設側から見た増収分を職員の処遇改善に充てなければいけないという部分が創設されておりますので、幾らになるというふうに申し上げられませんが、処遇は徐々に改善していくものというふうにご覧いただいております。

以上です。

○小坂委員 ありがとうございます。

今回、民間では給料がかなり上がったということを受けて、反面、この介護の世界では実際はもう破綻しているという現状の中どんどん民間に人材が流れていくことを非常に懸念しておりますので、どうか皆様方のお給料に関してはできるだけ上げていただきますようお願いいたします。

以上です。

○松崎委員長 ありがとうございます。

そのほか、何かこの第9期計画についてのご報告の中でご質問はございますでしょうか。

(なし)

○松崎委員長 特にならぬようございましたら、以上で議題3を終了いたします。

続きまして、議題4の第6次千葉県障害者計画・第7期千葉県障害福祉計画・第3期千葉県障害児福祉計画について、これを障害者自立支援課から説明をお願いいたします。どうぞ。

○大坪障害者自立支援課長 障害者自立支援課の大坪と申します。

それでは、第6次千葉県障害者計画・第7期千葉県障害福祉計画及び第3期千葉県障害児福祉計画について、ご説明を申し上げます。失礼ですが、座って説明を申し上げます。

この計画の説明は審議事項ではございませんが、ぜひ審議会委員の皆様にお伝えしたいと思っております。本日お時間を借りまして説明をさせていただき次第でございます。

なお、ちょっと時間が限られておまして、大変駆け足になってしまうことをご承知くださいませ。

それでは、資料のお手元4-1、概要版に基づきまして説明をさせていただきます。

なお、この表示の絵は、昨年度の国の障害者週間のポスターで内閣総理大臣賞を受賞した千

葉市の出展作品でございますので、申し添えさせていただきます。カラーではなくて大変申し訳ございません。

それでは、ページをめくっていただきまして1ページをご覧ください。目次の次のページでございます。

この計画は、「第1章 計画の策定にあたって」、計画策定の趣旨の冒頭でございますとおり、平成29年4月に策定した千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針を踏まえた第三段階、最後の実施計画として策定するものでございます。したがって、前回のそれぞれの三つの計画の着実に進めるところは進め、必要などころは検討、追記等をした計画でございますので、この今回の説明も前回の計画と変わった点に集中して説明をさせていただくことをご了承ください。

計画の位置付けは、2番のとおり、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者を総合的にあらゆる支援をするという計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画、サービス等に係る数値目標を掲げた、それに特化した二つの計画を一体的に策定しております。

計画期間は、記載のとおり令和6年から8年度までの3年間といたします。

障害者の定義は、簡単に申しますと、手帳を発行されている方ではなくて、それ以外の様々な生活のしづらさを抱えている、障害者基本法のモデルに基づいて広く捉えているということでございます。

次に、ページをめくっていただきまして2ページ、「第2章 本市の障害者の現状」でございますが、ご覧のとおり、手帳所持者数はこの5年間どの障害も伸びておりまして、特に療育手帳、知的障害者の方、精神保健福祉手帳の所持者が大きく伸びています。特に内訳は軽度の方がより伸びている現状がございまして、手帳取得が進んでいるとともに、支援の内容もより多岐多様化しているということが見受けられると思います。

あと、実態調査の結果、これは障害のある方にアンケートを取ってお声を聞いた結果なんです、4年度の調査におきまして、ご覧のとおり、「障害のある人に対する市民の理解度」、残念ながら18歳以上、18歳未満の障害のある方から見て数値が悪くなっているということが見てとれます。

あとは、「就労について」でございますが、仕事をしていると回答しなかった方のうち4割以上が「収入を得る仕事をしたい」と回答されているとともに、その支援については、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と、ハードよりもソフトの理解の促進が求められていることが見受けられます。

あと、療育・保育については、やはり本人の成長に不安があるということが最も多く回答されて、前回よりも大幅に増えているという状態がございまして。

これらの現状に基づきまして、「第3章 計画の基本的な考え方」において、「基本理念」を前回と少し変えて定めております。読み上げますと、「必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。」となっております。2行目の「社会的障壁が取り除かれ」というのは、障害者差別解消法が改正された等々の現状を踏まえて書いております。あと、次の文章、「能力を最大限発揮、自己実現」というのは、後に申しますが、特に就労の支援等

に力を入れていきたいという意を用いてこのような言葉を書いております。

「計画の視点」でございますが、四つの視点を掲げております。これは前回の計画とほぼ変わらず、少し変更しております。例えば「中長期指針の基本目標」について今年度は「達成に向けた施策の推進」と書いていたり、「(2) ライフステージの各段階での相談サービスの一層の充実と重点化」について、「一層の充実と重点化」と書いていたり、最終目標の達成のゴールに向けてより力を入れた表現としております。

次のページの「計画の視点」二つ、ここは内容としては前回とほぼ変わりませんので割愛をさせていただきます。

次に、5ページ、各論に入りまして、まず「第1章 重点課題」がございます。これは、個別の計画としてのいろんな事業やその目標の上に、特にこの3年間に力を入れて取り組んでいきたいものを再掲し、特出しして課題として整理しているものでございます。この重点課題は前回と比べましてIVの重点課題を加えております。

「重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援」、これは成年後見制度ですとか、あるいは将来の親亡き後の住まいなどの整備等の重点課題として前回から形は変わりません。

次に、6ページに行きまして、「重点課題Ⅱ 発達障害者への支援」、こちらも重点課題としては変わりませんが、例えば2段落目、この発達障害の理解が進んで非常に関心も高くなっている一方、保護者の方に対しては不安も広がっていて、その結果、専門機関に相談が集中して待機期間が長期化している、真に医学的な判定が必要な診断にも支障が出ているなどの課題が生じておるところを追記しているところでございまして、そのために「(1) 相談支援体制の充実」として、お子さんの発達に困難を抱える保護者等が、障害受容ができない方でも気軽に相談できる窓口、こども発達相談室をこの11月に開設予定となっておりますので、そのようなことを記載しております。

次に、少し飛ばしますが7ページ、「重点課題Ⅲ 重度の障害がある人たちへの支援」、これは医療的ケアなどの重度の障害のある方へのサービスの提供、あるいは教育機関での対応について書いてございまして、前回とそれほど変わってはおりません。

次に、重点課題のIV、これは新しく加えておりまして、「働く人や働きたい人たちへの支援」でございます。

障害者の就労につきましては、実態調査の結果のとおり非常に関心が高まって意欲も高まっている一方、就労の場に支援が結びつくという例もそのとおり増えていっていないのも実情でございます。ただ、企業の法定雇用率は令和6年4月と令和8年7月に段階的に引き上がっていきまして、障害のある方への就職の企業からのニーズというのも非常に高まっている期間でございますので、意を用いてこの就労のテーマを重点課題と掲げております。主に一般就労の支援として、就労相談や訓練、実習の促進や定着支援などに取り組んでいくとともに、一方で、一般就労ではない福祉的就労、施設における就労も強く推進することとして、例えば地方公共団体、市役所が障害者就労施設等から物品を優先して買うという優先調達や、障害福祉サービスの就労支援系のサービスの推進などを展開してまいります。

次に8ページ、ここからが6つの施策の基本目標でございます。基本目標のそれぞれの6つの題名は前回とほとんど変わらないんですけども、「地域生活支援の拡充」を1番に持ってきて、「相談支援の充実」が2番になっております。これは、地域生活の支援をより強く推進していったこの中長期指針の最終段階として進めていくという、それを表現するために順番を変

えております。

基本目標の1につきましては、地域で生活するための様々なサービス、日中活動の場、生活の場の確保、あとは補装具、日常生活用具等の用具の充実や、手当、医療費助成等の充実、そして就労のそれぞれの支援というものが位置づけられておまして、概要版には載っていないんですが、この後に六つの基本目標で合わせて370程度の事業が掲げられておりますが、本日は時間がないので個別の事業の説明は割愛させていただきます。

そして、10 ページにいきまして、基本目標の2が「相談支援の充実」でございます。様々な相談支援のサービス、機関、そういったものを位置づけるとともに、こども発達相談室の開設、あるいは(2)の「専門的な相談支援」として発達障害者支援センター等の充実も位置づけております。

基本目標の3は、「保健医療の充実」として障害の原因となる疾病の予防と、あと、地域での特に配慮が必要な方の医療や、精神障害者、依存症者の支援等を位置づけております。

基本目標4は、「障害児に対する支援の充実」として、早期発見・早期療育のための相談室の整備等、あとは障害児に対する療育センター等、あるいは保育所等での障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援等のサービスの充実、あとは学校教育の充実等を掲載しております。

基本目標の5は障害に関する相互理解の推進、社会参加の推進やスポーツ、あと、情報提供、コミュニケーションの充実がございます。特に下から2段目の段落に「障害者が円滑に意思疎通を行えるようにするため、行政をはじめ多様な主体がともに取り組んでいけるよう、それぞれの役割を明らかにし」というところで、本市は今、情報支援、コミュニケーションの支援に係る条例の検討にも着手しているところでございます。

次に、14 ページは一般就労等の再掲でございます。あと、オリパラ等の事業を書いております。

基本目標6が「生活環境の整備」、15 ページでございますが、こちらは住環境の整備、公共施設の整備、あとハード面のバリアフリー等々が掲載されております。

以上が、市町村障害者計画に当たる千葉県障害者計画の概要でございます。

次に、「第3 部障害福祉サービスの見込量等」、ここからが千葉県障害福祉計画でございますが、全体的にこの障害福祉計画と次の障害児計画は国の基本指針に基づきましてそれぞれの見込量と目標値を立てておりますので、概略の説明に代えさせていただきます。

「成果目標」として、施設入所者の地域生活への移行ですとか、あとは目標値としては福祉施設から一般就労への移行、こういった数値目標を成果目標としてまず掲げております。それを達成するための「活動指標」が18 ページからありまして、こちらはかなり多岐にわたります。サービスや相談支援の事業、地域生活支援事業のあらゆる取組の見込量を3年ごとに掲載させていただいております。非常に多岐にわたりますので、個別の説明は恐れ入りますが割愛をさせていただきます。

そして、21 ページから、「指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策」がございます。これは、法定のサービスであります障害福祉サービス等の様々なサービスの見込量を書いております。こちらは主に利用実績の過去の伸び等を勘案してそれぞれ立てております。ほとんどの事業で数値が増加しているということで、その受皿の確保ですとか人材の確保等に着実に取り組んでいく予定でございます。

なお、サービスの種類が大変多岐にわたりますので、恐れ入りますが、それぞれのサービスの説明は割愛させていただきます。

そして、かなり飛びますが33ページ、「第4部 障害児通所支援等の見込量等」でございます。これは、18歳未満の障害のあるお子さんの方の通所支援等のサービスの3年間の見込量等を定めた計画でございます。

まず、「成果目標」としまして、ご覧の7個の目標が掲げられておりますが、国の基本指針の目標を達成している項目も多いので、あえてもう現状の3年間の目標値は設定しないものも見られるところでございます。

そして、34ページがその「指定通所支援等の見込量と確保の方策」でございます。こちらも3年の見込量をそれぞれのサービスの過去の実績等を踏まえまして掲載しております。これも各項目の説明は恐れ入りますが省かせていただきます。

そして、最後、36ページ、施策の推進に向けた関係機関との連携、進行管理、あと計画の弾力的運用等が掲げられております。

以上、大変駆け足でございましたが、計画の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○松崎委員長 ありがとうございます。

第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画、以上をただいまご説明いただきました。非常に多岐にわたる総合的な計画の内容でご報告をいただきましたけれども、これにつきまして何かご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○岸委員 幼稚園協会の岸でございます。ご説明、ありがとうございます。

また、こども発達相談室、幼稚園協会が幾度となく要望していた事柄でもありましたので、さすが大坪さんですね、ありがとうございます。ただ、これも療育センターと同様に、早晚、順番待ちが起こるのではないかなということやちょっと懸念しております。この広い千葉市内に1か所ですのでもた早晚苦しくなってくるかなということやちょっと懸念していると。今後これが一つのままなのか、二つ、三つというふうなことまではいかないにしても、そういうような可能性があるかどうかということや伺いたいことが一つと。

もう一点は、「親なき後の」という言葉があって、全体的にこれは親御さんは健常、この健常という言葉も括弧に入れた言い方ですけども、そしてお子さんが何らかの支援が必要だということが前提に立った計画になっておりますが、逆の場合、つまり親御さんが何らかの支援が必要な、例えば軽度発達障害の方が家庭を持つことができた場合にその子どもがヤングケアラーになってくるといふ事例が見えてきていると思うんですね。そういったことに対してどういった支援ができていくのかということをお考えであろうか、あるいは今後考えていく余地があるかどうかということや伺いたいと思います。

それから、毎回言っているんですがこの障害という文字は何とかならないかというようなことで、千葉市独自でいいので何らかの違う言葉に変えていけないかなということは改めて今回も申し上げたいと思います。

以上です。

○松崎委員長 ありがとうございます。

ただいまのご質問について、障害者自立支援課、よろしくお願い致します。

○大坪障害者自立支援課長 障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。

まず、1点目のこども発達相談室、将来2か所目等の構想があるやということでございますが、現時点でまだ2か所目という構想は具体的にはございません。何分、本市初めての取組で、その相談を受ける人材の確保、あるいはそのノウハウの蓄積、そういったことをまずは積み重ねていくとともに相談の質を高めていくのが当面の課題、あるいはそれによって専門的機関に集中したあらゆる相談をなるべく円滑に進めていくというところにまずは注力させていただきたいと思っております。その上で、新しい千葉市の相談の体制が整っていったときにまたいろいろなご意見を伺って考えていきたいと思っております。

二つ目、親亡き後のその親御さんが障害があり、そのお子さんを中心にしたご家族、そういったご家庭の支援でございますが、実はこの計画を立てるときに4年度に実態調査を行いました。障害のある方の支援をされている方がどんな年代の方かを調べてみました。ただ、その実態調査ではいわゆるヤングケアラーに当たるような低年齢な方は実はいらっしゃらなかったというのがございますが、決してヤングケアラーというヤングという言葉に限らず、お子様の年齢を問わずご家族が支えているということはあると思っております。そこにつきましては、現状では基幹相談支援センターを含めた相談体制の中で障害のある方だけでなくそのご家族を支援して、サービスが必要であればその支援につなぐということを中心にやって支えていきたいと思っております。

あと、最後に障害の言葉、ご意見ありがとうございます。本市、現在は国の障害改革推進本部の議論が止まっているという現状もありまして、国の見解が今のところはこの法律に書いてあります障害の字を使うということを抑えておりまして、国の動向を見てまた検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○松崎委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかにございますでしょうか、千葉市障害者計画等々について。

(なし)

○松崎委員長 それでは、以上で終了させていただきまして、ご意見は最後の意見交換のときにまたいただきたいと思っております。

それでは、次に第5期千葉市自殺対策計画の中間見直しについてです。これを精神保健福祉課より説明をお願いいたします。

○小倉精神保健福祉課長 精神保健福祉課の小倉でございます。第2期千葉市自殺対策計画の改定について、ご説明いたします。

自殺対策計画の改定は当審議会の審議事項ではありませんが、委員の皆様にも周知させていただきたくご説明を申し上げます。

お手元にお配りしてある資料5-1、A3判二つ折りの概要版、資料5-2、計画の冊子のうち概要版のほう、こちらを用いましてご説明いたします。失礼して着座にて説明します。

まず最初に、「1 計画策定の趣旨」です。

千葉市自殺対策計画は自殺対策基本法に基づく計画で、昨年度、計画期間の中間年を迎えたことから、国の自殺総合対策大綱の見直しに沿って本市の計画も中間見直しを行いました。改訂版では、新型コロナ関連のほか、女性や子ども・若者に対する取組を強化しております。

「2 国の自殺総合対策大綱の主な見直し内容」ですけれども、ご覧のとおりとなっております。

ます。

「3 千葉市の状況」ですが、下の二つのグラフをご覧ください。グラフのタイトルに自殺死亡率という言葉が出てまいりますが、これは人口 10 万人当たりの自殺者数を表しております。計画では、この自殺死亡率により全国や千葉県との比較、性別や年代ごとの比較を行っております。

左側のグラフ、(図 1) 自殺死亡率の推移は全国、千葉県、千葉市の状況を示したもので、濃い青色の太い線が千葉市の推移です。全体的な傾向としては、全国、千葉県より低い状況が続いていたものの、近年、差が縮まってきている状況でございます。

右側の(表 1) は性別・年代別の自殺死亡率を全国と比較したもので、千葉市のほうが高かった年代を色づけしております。男性は若年層が、女性は幅広い年代で、全国よりも高い状況を示しております。

右上に参ります。「4 計画の進捗状況」です。

「1. 計画の数値目標」ですが、令和 6 年から 8 年の平均で自殺死亡率 13.0 以下にすることを目標としておりますが、現状では 16.3 であり、計画策定時よりは改善しているもの見通しとしては大変厳しいと考えております。

「2.16 の評価指標」については、半数は達成、改善しておりますが、半数はコロナ禍の影響などで変化なし、または悪化しております。評価指標の詳細については本文に掲載しておりますので、そちらでご確認をいただければと思います。

「5 計画の主な見直し内容」はご覧のとおりです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義を持つこと、重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策等との連携、自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮すること、女性へのサポートを重点取組施策の一つとして位置づけることなど、いずれも国の大綱の見直しに合わせた内容となっており、6 番に記載のとおり、子ども・若者に関する 8 事業、女性に関する 6 事業を追加するなど、全体で 18 事業の増、計 137 事業を具体的な取組として位置づけております。

次に、「6 計画の見直しの経過」です。

WEBアンケートで市民意識調査を実施したほか、学識経験者や庁外の関係機関で構成する千葉市自殺対策連絡協議会や、庁内の関係機関で構成する千葉市自殺対策庁内連絡会議での検討を経て計画を見直しております。

裏面ですけれども、裏面は計画全体の構成で、青文字で下線を引いてある部分が新規の追加項目となっております。右側、本市における具体的な取組 137 の事業を「生きる支援の 3 つの柱」として、気づく、支え合う・関わる、つなぐの 3 種類に大きく分類して位置づけ、分かりやすい構成としているのが本市の計画の特徴と言えます。

説明は以上でございます。

○松崎委員長 ありがとうございます。

ただいま第 2 期千葉市自殺対策計画についてご説明をいただきましたが、何かご質問はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(なし)

○松崎委員長 それでは、第 2 期千葉市自殺対策計画の中間見直しについて終了いたします。

続きまして、議題 6、令和 6 年度専門分科会等開催予定等についてでございます。事務局よ

り説明をお願いいたします。

○大塚保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の太塚でございます。よろしくをお願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料6「令和6年度社会福祉審議会専門分科会等開催予定」をご覧くださいと思います。

そちらに今年度の各専門分科会等の開催予定を記載させていただいております。記載のとおり日程及び審議事項について今年度の開催を予定しておりますので、委員の皆様にはそれぞれ所属いただきます分科会、部会等の欄をご覧くださいますようお願いいたします。

なお、表の一番下の米印の部分に記載をしているところでございますが、開催時期、それから審議事項等につきましては変更する場合がございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

また、詳細な日程等につきましては、各専門分科会等から、別途、委員の皆様にご案内をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○松崎委員長 ありがとうございます。

議題6の令和6年度の専門分科会等開催予定について、この表に示したとおりでございます。

以上で議題6を終了させていただきます。詳細なことについては、それぞれの審議会についてまた会議の通知はさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に意見交換ということで移らせていただきたいと思っております。今までいろいろな分野について千葉市の計画についてご説明をいただきましたけれども、先ほど障害の意見についてございましたが、どの点でも結構でございますので、なかなか自分の専門以外のところは難しいかなと思っておりますけれども、逆にご質問をいただいたり意見を交換させていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思っておりますので、どうぞ活発なご意見やご質問をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほど障害者という、「害」という字を使っていることについてのご意見がございましたが、市のほうの答弁としては法律そのものがこの「害」を使っているということのご報告だったように思うんですが、それについていかがでしょうか。私はこの字を使いませんので、「害」という字は使わないで表現しながら自分としては使っております。

逆に、こういう意見があったということを国に対して、この審議会を通して申し出るということは可能なんですか。あるいは、議会ではどうなっているんですか。いや、全体としてどういう意見が多いのかをちょっと伺いたいと思うんですけどね。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 すみません。議会全体で「害」の字をどうするかという話しはされてはいないと思っておりますが、個人的に「害」の字について表現を変えるべきではないかと言っている議員は何人かおまして、私自身も自分で使うときは平仮名で「がい」と書きますし、皆様も、むしろ市民なり専門家さんたちのご意見を取りまとめて千葉市としてどうしていきたいかというようなことを審議していただける場であれば私も聞きたいなというふうに思います。個人的な意見も含まれて申し訳ありませんが。

○松崎委員長 私、地方社会福祉審議会の規定を読みまして、逆に関係省庁に意見を具申することができるんじゃないかなというふうに思ったので今ちょっと発言したんですけれども。

特にご意見がなければ、次に進めさせていただいて結構ですか。

岸委員、どうぞ。

○岸委員 拾い上げてくださってありがとうございます。

まさにそのところが、法律の拘束力がどこまであるかということと、もう一方で、やはり上意下達的な国家観というか、戦後民主主義の中で、あるいは地方自治の中で必ずしもその上意下達的な感覚で縛られる必要はないのかな、あるいは地方条例の中でも「害」の字を削っていくということもあり得るんじゃないかなというふうに思いますね。ただ、これはかなりの総意がないと難しい事柄だとは思いますが、その辺りは市民目線から運動を広げていくことは必要なんじゃないかなというふうに私自身は思って事あるごとに申し上げているわけなんですけれども。実際、幼稚園の現場なんかでもそういったお子さんと会うときに、保護者の方はどういう思いでこの字を見つめているかなということは常々気になっていることなので、やはりそういったことを共有していただけるといいなということは思っています。

あと、ついでに。さっき自殺対策のところでも質問しようと思ったんですが。

○松崎委員長 どうぞ。

○岸委員 いいですか。最後のところの、生きる支援の3つの柱の4-3のところの、これはLGBTのところ、LGBTQじゃないのかなと思うんですが、まだQは正式には入っていないんですかね。ちょっとその辺りをお願いします。

○松崎委員長 精神保健福祉課、よろしくお願いします。

○小倉精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

LGBT、あるいはLGBTQ、いろんな言い方が現在あります。正式にこれだというのは恐らくはっきりと定義づけられてはいないんじゃないかと思うのですが、基本的に国のほうが定めました自殺総合対策大綱に沿ってこちらの内容をつくっております。記載内容をほぼそのまま持ってきている部分もあれば、千葉市なりのアレンジを加えて趣旨だけ国の大綱を取っているところ、いろいろございますけれども、LGBTという記載については、これは国の記載のとおりという形でございます。

○松崎委員長 まだ熟していないということなんでしょうかね。よろしいでしょうか。

そのほかご意見。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 先ほどちょうど話題に上ったので一つ確認なんですけれども、ヤングケアラーの数字が障害者計画の中での調査では数字として出てこなかったというようにおっしゃっていたんですが、子どものほうで支援のヤングケアラー対策などをやっている中では数値はある程度出てきているのではないかと思うんですが、この相違がどういったところで生まれているのかがとても気になりますので、何か実態等のご説明があればお願いいたします。

○松崎委員長 障害者自立支援課でよろしいですか。こども家庭支援課ですか。はい、どうぞ。

○高木こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今、ヤングケアラーの数字についてお話がございましたが、確かに先ほどのアンケート、障害者等のアンケートでは、そういったヤングケアラーの数字が出にくいというのはそれ自体がまさにヤングケアラーの大きな課題の一つであると考えているところでございます。

実際、国が令和2年度に調査した数値としましては、小学生で14人に1人、中学生で17人

に1人、高校生で24人に1人が「世話をしている家族がいる」というような数字が出ているところがございます。また、令和3年度に千葉市でも実態調査をしたわけでございますが、千葉市の場合は国よりはちょっと出現率が高いような形で数字のほうが出ているところがございます。

ヤングケアラー自体は、なかなか表に出にくいといったところがございますが、ヤングケアラー自体はもう昔からある問題が、昨今の子どもの権利擁護といった側面からどんどん脚光を浴びているというような認識でおります。そういったところで、我々も周知に努めるといったところで小・中・高校生を対象としたパンフレットを作成しまして、配布し、当事者等への周知啓発を図っているところがございます。

また、ヤングケアラーに対する支援者の方を対象とした研修も定期的に昨年度から実施しているところがございます。今年度も実施する予定でございます。

また、これに加えまして、今年度は子育て世帯訪問支援事業といったところで、対象は要対協世帯のような世帯を主として対象としているわけなんですけど、これはヤングケアラーも対象としておりまして、家事支援であるとか、保育所の送迎支援であるとか、ヘルパー事業をそういった家庭に導入できるようにといった事業を現在検討しているところがございます。

以上です。

○松崎委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○渡辺委員 どうもありがとうございます。

難しい問題だと思うんですけど、障害福祉の分野で数字が出てこないということ自体が事業者が把握することの難しさとか、実際は見えているけれども報告のルートがないとか様々な問題が隠れているような気がしますので、ぜひ事業の連携をしっかりと深めながら対策を進めていただけたらと思います。

○松崎委員長 ご意見、ありがとうございます。

障害者自立支援課、どうぞ。

○大坪障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。すみません。私の答弁が一部誤ったところがございます、申し訳ございません。結果に出なかったということは、回答者が障害者の当事者、本人なんですね、なので可能性としては自覚がないということが挙げられるかもしれないです。なので、この結果が全くないということではなくて、確かに現れてこないことについてどのような問題かということ千葉市でちゃんと考えて取り組んでまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。失礼いたしました。

○松崎委員長 よろしいですか。大丈夫ですか。

小坂委員、どうぞ。

○小坂委員 そうしましたら、その障害者の基本目標5にあります「障害のある人とない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります」という点に関してはまさに私も賛成するところなんですけど、何分、例えば私自身もふだんそういった障害のある方との接点がないので、どのように接していいのかというのは本当に迷うところなんですね。こういったことを解決するには、やっぱり子どもの頃から、ふだんからそういった方々と接点があるということがすごく大事じゃないかなということを考えると、学校現場の中でもう子どもの頃から、つまりインクルーシブで教育を受けるということで互いに、もうそもそも協力し合うことに慣

れておくということが大事じゃないかなと思うんですが、そこは教育委員会との協力が必要かなと思いますけども、そういった点での取組は今どのようにされているのでしょうか。

○松崎委員長 障害者自立支援課、どうぞ。

○大坪障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

今、主立った取組としましては福祉会の事業となっていて、障害者の団体さんをお願いをして、小学校に当事者に授業に行っていていただいて体験事業を行うというのをやっております。2年前に身体だけだったものを、知的障害者の親御さんの方も参加していただいて実施しております。

あとは、先ほど私の冒頭の説明で紹介した障害者週間の作文とポスターの募集等を通じまして、これは障害のある方との実際の体験をつづっていただいたりというものでございますのでそれをきっかけに、障害って何だろう、障害のある方とお話してみようとか、そういった体験を促すような取組を進めているところでございます。

ほかにも何かできないかというのは、引き続き私どもで教育委員会とも協力いたしまして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○小坂委員 ありがとうございます。

障害のある人とお話してみようという、そういう機会をつくっておりますということ自体が何か特別扱いみたいな気がするんですけども。私、この前、教育委員会とお話をしたときにも、イタリアなんかはもう障害のある子どももない子どもも一緒に教室で勉強するという体制ということをお話をしたら、先生の負担が多くなるのではということだったんですけど、先生の負担というよりももうみんなで考えるということをもっと考えたほうがかなということをお話したので、ぜひその点についても前向きにお考えいただければ幸いです。

以上です。

○松崎委員長 それでは、そのほか何かご意見、1年に一度でございますので、それぞれの専門分科会のことは詳しいと思いますけれども、やはり総合的に考えていく場としては非常に重要な場ですのでぜひご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、以上で意見交換を終了させていただきたいと思っております。意見交換ということで特に結論は出ておりませんが、どうぞよろしくご考慮いただきたいと思っております。

以上で審議事項は終了でございます。

ただいま大変貴重なご意見をいただきましたが、最後に私のほうから委員会を閉めるに当たって少しお話しさせていただきたいと思っております。

社会福祉が、非常に地域福祉が総合化されてきたように、本当に地域共生社会と、誰一人取り残さずに共に生きていこうという社会であるとする地域支援ということが大変重要になってきます。その中で、やはり地域の中に生活している人々というのは、高齢者のみならず障害者もいれば、それから外国の方もいらっしゃるし様々な人がいるわけですが、そういう人々についても、この地域共生社会の中で共に生きていく千葉県としてこれまで述べられた様々な施策を生かしていけるようなそういう千葉県になっていけたらいいなというふうに思っておりますので、どうぞ積極的に地域共生社会についてのそれぞれの立場からまたご協力を

いただいて意見をいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で本日の会議は終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○加々美保健福祉総務課総括主幹 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。

令和6年5月30日開催の令和6年度第1回千葉市社会福祉審議会の議事録として承認し、署名する。

千葉市社会福祉審議会

委員長 _____